

令和7年度第1回習志野市子ども・子育て会議 会議録

1 日 時 令和7年6月26日（木）午後5時30分から午後7時7分

2 開催場所 市庁舎5階委員会室

3 出席者（敬称略）

【会 長】 千葉経済大学短期大学部 上村 麻郁

【副会長】 淑徳大学看護栄養学部 鈴木 茜

【委 員】 千葉大学教育学部 真鍋 健

習志野市立こども園 阿部 千春

習志野市私立幼稚園・認定こども園協会（事業者代表）飯塚 源太

私立保育園 大塚 朋子

市立保育所・私立保育園 劉 醇一

習志野市PTA連絡協議会 菊池 美加

習志野市私立幼稚園・認定こども園協会（保護者代表）関根 洋幸

公募委員 横山 智子

習志野市小中学校校長会 山下 欣宏

<欠席委員4名>

【職 員】 こども部 部長 佐々木 博文、次長 奥山 昭子

こども保育課 課長 鶴岡 佑介、主幹 松田 裕美

係長 辻村 純子、係長 青柳 翔

係長 福本 勇真

子育てサービス課 課長 志摩 豊

こども家庭課 課長 奥井 菜摘子、主幹 堂前 幸子

児童育成課 課長 渡辺 雅史、係長 番匠 成樹

ひまわり発達相談センター 所長 内村 幸輔

健康支援課 主幹 伊藤 千佳子

指導課 課長 春名 拓也、係長 櫻井 智之

社会教育課 課長 河栗 太一

【事務局】 こども政策課 課長 鈴木 貴幸、主幹 新井 理香

係長 清水 隆之、係長 谷川 宗平

副主査 藤崎 佐和子、主任主事 武本 希

主事 古木 優人

【傍聴人】 2名

4 議題

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 協議

- (1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績評価について
- (2) 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準（案）について
- (3) 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」の次期計画の方向性について

第5 その他（事務連絡等）

5 会議資料

- 資料1 習志野市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料2 令和6年度教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況概要版
- 資料3 令和6年度教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況
- 資料4 令和6年度習志野市子ども・子育て支援事業計画実績表
- 資料5 「習志野市こども若者まんなか計画（令和7年度～令和11年度）」令和7年度事業目標
- 資料6 習志野市子ども・子育て支援事業計画に定めた重点事業に係る評価指標の状況
- 資料7 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準（案）
- 資料8 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」の次期計画の方向性

6 議事内容

第1 会議の公開

原則公開としたうえで、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度、議決することに決定した。

第2 会議録の作成等

要点筆記とし、会議名・開催日時・開催場所・出席者氏名・審議事項・会議内容・発言委員名及び所管課名を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公表することを決定した。

第3 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、飯塚 源太 委員及び大塚 朋子 委員を指名し、決定した。

第4 協議

- (1)「習志野市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度 実績評価」について
【事務局より、資料2に基づき説明】

【上村 麻郁 会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【真鍋 健 委員】

資料4の令和6年度実績表の89ページ、「79 ヤングケアラーへの支援」について、現状の確認をしたい。

事業目標に「早期発見」という記載があるが、早期発見から支援へと円滑に行われているのか。虐待や障がいに関する事などは、早期発見をしたならば、支援に繋げないとかえってつらい状況を生み出してしまうことが往々にしてある。

訪問事業も実施しているため、安心できる状況になっているかと思うが、当事者が、啓発リーフレット等で自身がその状況になっていると自認した時に、次に繋がる支援にたどり着いているのか。

細かいところだが、自認したことで、何も支援がないという状況は、本人にとってすごく辛い状況を生み出すことになる。

【こども家庭課長 奥井】

まず、早期発見については、小・中学校が実施するアンケートで発見する事例が多くある。

虐待と同様だが、「家庭の状況」という項目において、お手伝いの量が年齢に比べて多いといった部分から発見することになる。その後、学校の先生との面接を通してこども家庭課に連絡があり、その児童と直接話をする流れとなっている。

そして、市が作成したヤングケアラーのアセスメントシートに基づき、支援が必要な状況なのかを確認していくが、家族への聞き取りをするには、その児童の同意を必ず得るようにしている。

家族への聞き取りのなかで、ヤングケアラーに該当することについて、保護者やその児童に兄弟がいる場合、兄弟はどう捉えているのか。また、核家族の場合は、外部からどの程度支援が得られるのかなどを聞き取りしつつ、その家庭にとってどのような支援がよいかを探っていく。

ただし、児童の同意がなかなか得られずに支援が入るまで時間がかかることや、高校生くらいになると、先が見えていれば支援はいらないという事例もあり、ヤングケアラーを発見したらすぐに支援が入るというわけではない。どのような支援があるかを情報提供して、納得が得られてから支援が入るところが、虐待とは違うところである。

なお、こどもの人権を侵害している状況であれば、ヤングケアラーとしてではなく、

虐待案件として扱うこととなる。

昨年度の例で申し上げますと、育児負担により母親が精神的不調となり、親族の支援も難しいため、子育て世帯訪問支援事業による支援を行ったのち、障害福祉サービスに繋げた事例や、送迎が必要なお子さんの付き添いをしている上の兄弟から、友達と登校したいという希望があり、これ以上、その子に負担させることはヤングケアラーに該当するではないかとそのご家庭とお話しし、支援を行った事例がある。

【真鍋 健 委員】

既にいろいろなところで体制ができていることに安心した。

多くの場合は家庭の分離ではなく、在宅での支援となり様々な部署が関わってくると思うので、引き続き体制整備を進めていくことを期待する。

【菊池 美加 委員】

意見ではなく要望となるが、資料4の「事業達成度」について、109項目、1枚1枚めくっていくのは大変だったので、資料5のように各事業の事業達成度が一覧表としてあるとよいと思った。

【こども政策課長 鈴木】

ご指摘のとおり、一覧表として達成度が記載されているほうがわかりやすいので、次回からその点を配慮して作成する。

【劉 醇一 委員】

資料4の3ページ、「3 放課後児童会の運営」について伺いたい。

前回の会議でも発言させていただいたが、民間委託している児童会の指導員が足りていないのではないかと思います。

この実績表にある課題に「児童会の職員不足は解消されていない」と記載しているのに、「事業達成度」が「A」なのはどうか。

児童会には様々な児童がいるなかで、児童同士のトラブルがあった際に職員の数が足りていないと前回も発言したが、今回の実績にも記載されるということはやはり足りていない。それに対して、市はどのような手を打つのか。時給を上げて人を集める以外の方法はないと思うが、転職サイトなどには募集がよく掲載されている。

人も給料も足りていないという中で、契約などがあることはわかるが、委託の予算を上乗せするなどの対応はされているのか。

【児童育成課長 渡辺】

受託事業者における職員の給与形態に、市が直接的に関わることはなかなか難しいが、委託事業者を選定するプロポーザルを実施する際に、職員の処遇は市直営児童会の職員と同等の給与水準として事業者募集を行っている。

職員の確保が難しいということについては、昨今の状況を踏まえると、直営でも民間でも同じ状況であり、その中で受託業者が求人広告を出しているものとする。

【劉 醇一 委員】

民間委託事業者における職員確保の責任は事業者にあることはわかるが、利用者からすると、民間委託や市直営というのは関係がない。各小学校の児童数が減少していくのはわかっているが、今、職員が足りていないことに対して、そのままでもいいのか。具体的な対策をお聞きしたい。

【児童育成課長 渡辺】

職員配置については、国基準にのっとった配置はされていると確認している。

一方で、支援や配慮が必要な児童が多数いる中で、その児童に対応する手が足りないという現場の声は聞き及んでいる。

先ほど予算措置をしていないのかとご質問をいただいたが、予算措置という部分で申し上げると、国基準の職員配置を満たしている中、その基準以上の職員を配置するための予算措置は難しい状況である。

【劉 醇一 委員】

確認だが、国の基準を満たしているというのは、今配置されている人数で国の基準を満たしているという理解でよいか。

国基準を満たしているのならば、実績に記載されている「児童会の職員不足は解消されてない」と齟齬がないか。

【上村 麻郁 会長】

「児童会の職員不足は解消されていない」とは、何をもって解消されていないと判断したのかを説明いただければよいと思う。

【児童育成課長 渡辺】

1児童会あたり、支援員と補助職員を2名以上配置していれば、国の基準を満たすこととなる。

「児童会の職員不足は解消されてない」と記載した理由については、直営児童会は、支援員3人、補助職員3人の計6人体制での職員配置をしているが、児童会によっては6人体制が取れていない児童会があることから記載したものである。

【上村 麻郁 会長】

国基準は満たしているが、国基準にプラスアルファをした市独自の配置基準を満たしていない直営児童会があるという理解でよいか。

【児童育成課長 渡辺】

そのとおりである。

【上村 麻郁 会長】

劉委員から、民間委託された児童会から求人が出るということは、辞めた人の補充をしているのではないかということだったかと思う。

先ほど、直営と同等の給与水準ということで民間委託のプロポーザルを行っていると思ったが、監査なども実施していると思うが、受託後の運営実態の確認については、どのくらいの頻度で行っているのか。

【児童育成課長 渡辺】

監査については、毎年ではなく、3年に1度という間隔で実施しているが、その中で職員配置の不足は確認されなかった。

また、平常時においては、児童育成課の職員が各児童会を定期的に巡回している。直営、委託事業者の分け隔てなく巡回しているが、市が求める仕様通りの配置がされていることは確認できているので、民間委託事業者における職員不足はないと理解している。

【上村 麻郁 会長】

要望となるが、巡回した時の職員は足りていたが、恒常的に足りているのか、一時的に足りないことが起こるのか、しっかりと把握していただきたい。

配慮が必要なこどもだけではなく、すべてのこどもが安心・安全に過ごせる場ではなくてはならないので、ぜひ、こどもたちの安全が守れる体制を継続的に確保していただければと思うので、その方法などの検討をしていただきたい。

その他に意見や質疑はあるか。

【一同】

なし

【上村 麻郁 会長】

今後の事業実施において、必要に応じて、よりよい改善策を図っていただきたい。

(2) 乳幼児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の整備及び運営に関する基準案について

【事務局より、資料7に基づき説明】

【上村 麻郁 会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【飯塚 源太 委員】

独自の配置基準を設けて手厚くするという事は、その分を資金面で補助することと、非常に大事なセットだと思う。

この制度は、国が構築したシステムを利用し、給付費の請求までを行えるものであるが、市独自基準としてのプラスアルファの職員配置に係る補助も、システムに反映されるのか。それともシステムではなく、別途提出するものがあるのか。

市独自基準は手厚く、素晴らしい基準だと思うが、それを実施するための補助があるのかという確認と、その請求の仕組みが、事業者にとって使いやすいものであるのかを伺いたい。

【こども保育課長 鶴岡】

1歳児の配置基準については、国基準では、こども6人に対して職員1人を配置する6対1であり、市基準では5対1である。しかしながら、国においても、将来的に1歳児の配置基準を6対1から5対1へ見直す方向性は示している。

国が配置基準を将来的に変更する方向性を示し、経過措置として法改正した際の給付費については、施設が新配置基準での保育を実施した場合、施設に通常支払われる給付費に、加算する仕組みを設ける傾向がある。

ご質問いただいた、1歳児に対する職員配置を5対1にした場合の給付費の加算は、まだ示されていないが、国のこれまでの傾向などを踏まえた上で、その動向を注視し、補助についても検討・研究していく。

また、システムについては、まだ大まかな内容しか示されていないが、システムを介した請求・給付を行っていきたいと考えている。

【飯塚 源太 委員】

1歳児の新配置基準については、国から何かしらの支援がありそうだということで理解した。

次に、このこども誰でも通園制度は、どのような家庭が利用することを想定しているのかお聞きしたい。

利用可能時間が月に10時間ということで、働いていない母親を想定していると思うが、その場合、無償化になっている幼稚園を利用するのではないかとも思う。どのような母親像を想定した制度なのか想像しにくい。

【こども部主幹 新井】

本制度の背景として、国において、すべてのこどもが等しく健やかに成長することができる社会を目指すためのこども基本法やこども大綱、「はじめの100か月の

育ちビジョン」、ライフステージに応じた切れ目のない支援や経済的支援などの異次元の少子化対策をまとめた「こども未来戦略」が閣議決定された。

それらを検討するのなかで、生後から4か月までは保健師等による訪問があり、保育の必要性が認められたこどもであれば0歳児から、また幼稚園等を含めれば3歳児からも就園できるが、2歳未満の未就園児についての支援が不足していることから協議されてきたものである。

そのなかで、相談するところがない、自身の子育てへの不安、こどもの育ちにとって周りからの刺激は重要ではあるが、お家で母親と二人きりでその刺激が少ないなど、孤立した子育て家庭の保護者への支援というだけではなく、こどもにとって刺激がある環境や専門的知識を持つ保育士と関わるなかで、育児の希望を持っていただくことが切れ目のない支援にも繋がるという方向性が示された。

そのため、育休をとっている方、子育てに専念しながらも育児について不安がある方、または育児負担からリフレッシュしたい方を対象にした切れ目のない支援の一環としての制度であると理解している。

【上村 麻郁 会長】

私自身、先週、こども家庭庁の保育専門官の説明を聞く機会があったが、そこでは、こどものための制度であると断言していた。

そのなかで、例えば、既にある一時保育制度と何が違うのかという議論もあったが、一時保育を利用するためには理由が必要であり、そのことが3歳未満児のこどもを持つ家庭の利用しづらさに繋がっているという意見もあった。

「こども誰でも通園制度」と銘打った背景にも、利用時間10時間が妥当かどうかは今後の議論になると思うが、理由を問わず、気軽に利用できることが大枠になっている。美容院に行きたいなど、気軽に利用できるような趣旨の説明があった。

今後、事例集が出ると聞いている。世間一般にどのぐらい周知されているのかわからないが、ユーチューブでこども家庭庁の周知動画や先行実施している自治体の事例を確認していただけたらと思う。

【大塚 朋子 委員】

私が勤める保育園で一時保育を実施しており、月に3日、リフレッシュで利用している方がいる。この制度は、一時保育との抱き合わせで実施可能ではないかと、先日の市からの意向調査に回答したが、制度が違うため、同じ保育園で一時保育のリフレッシュを3日使い、こども誰でも通園制度で、月10時間を使うことが可能にだと考えている。

意向調査の回答をする際にも思ったが、国が設定した月10時間は微妙な時間で、保育園の生活上、昼食や午睡があることを考えると、午前中の利用だと大体4時間となり、1日を目一杯利用すると8時間となり、残りの2時間をどこかで利用することになる。園の生活サイクルがあるなかで、どこまで保護者の希望に沿えるのか、

園の受け入れ体制が取れているところまで受けていけばいいのか疑問がある。

また、保護者にとっては、家庭で孤立せず、保育園などの保育士と子育てを共有でき、外出もできるという部分でとてもいい制度だと思うが、こどもにとっては、保護者と毎日二人で一緒にいたところ、急に月10時間、月に約1、2回、見知らない場所に連れて行かれて、また翌月に10時間というところで、保育園に慣れない。

保護者もいて、一緒に遊ぶなら問題ないが、完全に分かれて預けるとなると、この年齢は、人見知りが始まるので親から離れられない。初めて通園したこどもを預かる際、泣いたり、離乳食を食べさせるときに、通常の配置よりも1対1や2対1など多く配置する必要がある。定期的に通園して、保育園が楽しいところだと理解できるまでに時間がかかると思う。

私が勤める保育園では、リフレッシュを理由とした一時保育を定期的に利用する場合であっても、保育園が楽しく遊べる場所だと理解できるこどもは、機嫌よく過ごして遊んでいる。制度の意図はわかるが、月10時間という中で、一時保育を実施していない園においては大変だと思う。

【こども部主幹 新井】

まず、今後、本市においても本制度を実施していくにあたり、本市の認可基準や実施要領を策定していく。

私立施設において制度の実施をご検討いただくなかで、認可基準等で規定している部分は守っていただくが、1回の受け入れ時間や離乳食の提供の有無、定期利用を主とするのか等は、園の実情なども踏まえ、それぞれで設定していただく。

その中で、認可申請をしていただいた際に、市が認可権者として、基準等に違反していないか確認していくこととなる。

また、一時保育と併用する場合については、料金設定など、各実施施設において検討していただく必要がある。

次に、「こどもにとって」という部分で、ご指摘があったように、年度当初の4月に新しい0歳児が入園し、延々と泣き続けるこどもたちがたくさんいることは、保育としては非常に困難な部分でもある。

しかし、少し見方を変えて、仮に、母親と同じおもちゃがあるだけの世界が、その子の世界のすべてでよいのかというと、たとえ泣き止むことなくで終わってしまっても、世の中には違う顔がある、こんな表情をするのかということを知っていくことは、その子の発達にとってプラスであると前向きに考えていただきたい。

保育者が、本制度にどういう心構えで関わっていくべきか、現場の理解については、課題の1つとして認識している。本市でよりよいスタートが切れるよう、今後もしもご意見をいただければと思う。

【関根 洋幸 委員】

先ほど意向調査の話があったが、民間事業者とどの程度まで話をしているのか。

令和8年度から本格実施となるが、実際に開始できるのか。

【こども保育課長 鶴岡】

私立施設については、昨年5月に市内の教育・保育施設を対象に、意向調査を実施しており、「実施」あるいは「課題がクリアできれば実施したい」との回答を、約半数の施設からいただいている。

また、現在、2回目の意向調査を実施しているところであり、施設から要望があれば、個別に相談をする機会を設けたいと考えている。

【関根 洋幸 委員】

前回の調査だと半数程度に意向があるということだと思うが、実施に向けた課題が、相当数出てくるのではないかと感じている。

すでに先行実施している自治体等々があると思うが、そのモデル事業において判明した課題などは、市として把握しているのか。

【こども保育課長 鶴岡】

まず、昨年5月に実施した私立施設への意向調査においても、課題についてお答えいただいている。そのなかでは、運営費など補助基準に関する情報が不足していること、こどもの安全の確保や保育士の確保などといった回答があった。

また、新聞報道からは、試行的事業の実施自治体へのアンケート結果として、9割の自治体から保育士を含む職員不足との回答や、8割の自治体から職員の負担増といった課題が挙げられているほか、具体的な運営については、在園児と同室とするか別室にするか判断に悩んでいるとの声が上がっていることを確認している。

【関根 洋幸 委員】

令和8年から、全国自治体の必須事業となると思うが、すべての教育・保育施設において実施しなければならないものではなく、例えば、市立こども園の1園でも実施していれば、必須を満たしたという認識でよいか。

【こども保育課長 鶴岡】

そのとおりである。令和8年度から、市内で1施設でも実施できていけばよいが、保護者ニーズと提供体制の関係もあるので、こども若者まんなか計画において整備計画を示しており、保護者ニーズに対応できる提供体制を整備していきたい。

【関根 洋幸 委員】

なおのこと、民間事業者とよく話をしていかなければいけないのではないか。

保育士の負担は相当大きいと思う。先ほどもあったが、月10時間、月でいえば1日か2日程度で終わってしまう。また、食事の提供も可能ということを見ると、アレルギー食対応も必要になる。こどもが泣いてしまえば、そこに職員がかかりき

りになることも既に予見できる。

相当力を注いでいかなければ、公立で少し実施して終わりというような形になり兼ねないので、この制度を、本格的に習志野市として広めていくというのであれば、民間事業者としっかりと話を進めていただきたい。

制度自体は非常にいい制度なので、多くの方がより安心して利用できるように、ぜひご尽力いただきたい。

【こども保育課長 鶴岡】

本市としても、まずは令和8年1月から、向山こども園で実施することを予定しているが、これ以降は、私立施設にも参入していただき、公立・私立と合わせた両輪で、本市の必要量に対する確保方策を図っていきたい。

【上村 麻郁 会長】

基準案に関する意見は、パブリックコメントに寄せられた意見もあると思うので、それらの意見と合わせ、よく検討していただき、事業者にとっても、子どもたちや保護者にとっても、不利益のない基準を策定していただきたい。

(3)「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」の次期計画の方向性について

【事務局より、資料8に基づき説明】

【上村 麻郁 会長】

ただいまの説明に対して意見や質問はあるか。

【飯塚 源太 委員】

資料8の下から3行目に「市立保育所は需要量と供給量の需給差を調整する機能を有する施設として」とあるが、調整とはどこまで実施するつもりなのか。

おそらく市立保育園は、単体施設が赤字であっても存続はできるが、民間施設はそういうわけにはいかない。

少子化により就学前人口が減少してきているなかで、第1希望を市立保育所としている保護者に、市立保育所に空きがある状況でも民間施設を斡旋するのか。

あるいは、市立幼稚園で行っているように、入園見込み数が各年齢で10人以下となった場合にこども園に統合するのか。そもそも、市立保育所に空きがある状況でも募集をしないのか。

どの程度まで具体的に考えているのかお聞きしたい。

【こども政策課長 鈴木】

今回お示ししたものは、今後の市立施設のあり方の方向性であり、結論から申し上げますと、現段階において検討はしていない。

保育需要の増加によって待機児童の発生が見込まれる場合には、市立保育所での受け入れを拡大することで対応する必要があり、保育需要の減少によって私立保育施設への入所児童の減少が見込まれる場合には、市立保育所での受け入れを抑制することで対応する必要があることから、保育の需給差の調整と記載している。

その具体的な調整方法については、まだ検討していない。

【上村 麻郁 会長】

保育需要を供給量が上回るという話だったが、今後、民間施設が撤退、特に小規模事業所が撤退する可能性がある。その場合に、3歳未満児に待機児童が発生しないようにと両輪で考える必要があるので、ぜひ計画を立てていただければと思う。

本日の協議事項は以上となる。

第5 その他（事務連絡等）

佐々木こども部長より、現委員の任期満了及び新委員の任期について報告があった。

鈴木こども政策課長より、今期をもって退任する委員8名のうち、本会議出席者5名の紹介と、委員5名から退任の挨拶があった。